

平成 11 年 3 月 16 日  
金 融 法 委 員 会

## 特定融資枠契約に関する法律案についての追加ステートメント

当委員会は、3月8日に「特定融資枠契約に関する法律案について」と題するステートメントを公表した。これに対して、法案の作成に関与した方々から法案策定の経緯についての詳しい説明を受けた。とくに、実にさまざまな意見が出されたなかでの意見調整の結果、法案のような内容に至ったことと、2年後の見直し条項が入っていることについて詳しい説明を受けた。また、関連して、法案作成に関与した方々は、外国会社は商法485条ノ2により法案の適用対象となる旨の見解に立っているとの指摘も受けた。

まず第1に、当委員会としては、上記のステートメントの冒頭に指摘したように、今回、このような法案が作成されたことは、画期的なことであると考えており、その意味で本法の趣旨に賛同する。

第2に、外国会社が本法案の適用対象となるとすれば、そのような結論は大変に結構なことである。

第3に、本法案が原案どおりに成立した場合には、2年後を目途とする見直しの際には、上記のステートメントで述べた点が十分検討されることを望む。また、商法485条ノ2の解釈適用については明確でない点があるので、より透明性の高いルールとすることを望む。

第4に、たとえばコマーシャル・ペーパーのバックアップラインのように、本法案が明示的に対象としていない分野について、法的不確実性が払拭されないばかりか、場合によっては、反対解釈されることによって現在より状況が悪くなってしまうのではないかという心配がある。したがって、本法案は、法的不確実性を除去しようとする趣旨であり、決して反対解釈によって中小企業等を差別する趣旨ではなく、そうした心配はあたらないと表明されることを望む。

以 上